|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **保育施設利用に関する確認票及び同意書** | | | | | |
| **◎重要事項の確認となりますので、必ずお読み頂いた上で全ての項目にチェックをお願いします。** | | | | **☑** | |
| 1 | 申込み内容は事実と合っていますか。（就労状況や家族構成、お子様の健康・発育上気になる点等）虚偽の申告や故意に申告しなかった場合、内定の取消・利用解除となる場合があります。 | | | □ | |
| 2 | 申込み後、入所する必要がなくなった場合や入所要件を満たさなくなった場合、速やかに入所取下げ届、退所届の提出をお願いします。 | | | □ | |
| 3 | 入所後は、各施設の決まりを守ってご利用ください。  （経営理念や行事などを確認するためにも、必ず事前に見学をお願いします。） | | | □ | |
| 4 | 申請書類については、内定施設に写しを提供します。 | | | □ | |
| 5 | 内定後、入所前に健康診断・面接等の手続きが必要となります。  また、健康診断・面接等の結果により、内定取消しとなる場合があります。 | | | □ | |
| 6 | 入所決定後、０歳児～２歳児クラスについてはかすみがうら市の定める利用者負担額（保育料）が生じます。市立保育所及び民間保育所は市に、認定こども園及び地域型保育事業所は各施設に納めていただきます。 | | | □ | |
| 7 | 上記６（市立及び民間保育所）の内容について３か月以上滞納が生じ、納付相談がない場合、児童手当の認定等の情報を調査・確認し、支給される児童手当より滞納額を充当（特別徴収）または現金支給とし、納付相談に応じていただきます。 | | | □ | |
| 8 | 幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児～５歳児クラスについては実費負担となる給食費の支払いが生じます。市立は市に、民間は各施設に納めていただきます。 | | | □ | |
| 9 | 上記８（市立）の内容について３か月以上滞納が生じた場合、児童手当の認定等の情報を調査・確認し、児童手当を現金支給とし、納付相談に応じていただきます。 | | | □ | |
| 10 | 利用者負担額（保育料・副食費）の決定や保育の実施に必要がある場合、保護者もしくは世帯員の資産並びに収入の状況について、福祉事務所長が調査をし、保護者もしくは世帯員の雇い主その他関係人に報告を求めます。 | | | □ | |
| 11 | 就労状況（産休・育休取得、転職や退職等）や世帯状況（出産、結婚、離婚等）に変更が生じた場合、速やかに子育て支援課及び利用施設に届け出てください。 | | | □ | |
| 12 | 保育の必要性を確認するために、年１回「現況届」及び「保育の必要性を証明する書類」の提出を求めます。提出がない場合、保育の必要性がないとみなされ退所となります。 | | | □ | |
| 13 | 保育時間の変更などによる支給認定の変更は、毎月１５日までの申請で、翌月１日からの適用となります。（月途中での変更はできません。） | | | □ | |
| 14 | 育児休業を満了・短縮にて入所する場合、入所した月内に復職しないと退所となります。 | | | □ | |
| 15 | 就労を理由に入所している保護者が、出産後育児休業を取得する場合、育児休業法等の法令に定められた育児休業期間を証する就労証明書を提出した場合に限り、保育短時間での継続入所が可能です。自営業の方は、産後８週後すぐに復職する場合のみ継続入所が可能です。 | | | □ | |
| 16 | 妊娠・出産の要件で申込みできる期間は、出産(予定)日前８週目の属する月から、出産(予定)日後８週目の属する月までのおおよそ４か月間です。（多胎児妊娠の場合のみ、出産(予定)日前14週目の属する月から、出産(予定)日後８週目の属する月までのおおよそ６か月間。）  出産日が予定日からずれても、期間は変更されません。期間終了後は退所となり、以降継続して入所を希望する場合には、再度申込みが必要です。 | | | □ | |
| 申込みにあたり、「保育施設利用のご案内」及び上記内容について確認及び同意します。 | | | | | |
| （あて先）かすみがうら市長 | | | | | |
|  | | 令和　　　年　　　月　　　日 | | |  |
|  | | 保護者氏名 |  | |  |